

平成23年（2011年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成23年12月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年12月6日（火）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 奥村 仁	2 番 東 貴雄
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**平野倅規議長**

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに平成23年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には、公私ともどもご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月1日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところではありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げます。

開会にあたっての挨拶といたします。

**平野倅規議長**

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

また、羽根川事務局長が欠席のため、脇次長が代理いたします。

**平野倅規議長**

それでは、平成23年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させます。

協議会事務局次長。

**脇俊明議会事務局次長**

それでは、まず会期日程表について朗読させていただきます。

平成23年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月6日、火曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、

採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の受付締め切りは、本日午後5時まででございます。

第2日、12月7日、水曜日、第3日、12月8日、木曜日、第4日、12月9日、金曜日の3日間におきましては、休会といたしまして、常任委員会の開催を予定しております。

第5日、12月10日、土曜日、第6日、12月11日、日曜日は、休日のために休会でございます。

第7日、12月12日、月曜日も休会でございます。

第8日、12月13日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月14日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月15日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程表でございます。

平成23年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年12月6日（火曜日）午前9時30分開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 第2  | 会期の決定  |
| 第3  | 諸般の報告  |
| 第4  | 行政報告   |
| 第5  | 議案第41号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて              |
| 第6  | 議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 第7  | 議案第43号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8  | 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例                         |
| 第9  | 議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例              |
| 第10 | 議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                |
| 第11 | 議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）                    |
| 第12 | 議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 第13 | 議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）             |
| 第14 | 議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）            |

第15 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

平野倅規議長

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 奥村 仁君

2番 東 貴雄君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月6日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間とすることに決定します。

---

### 日程第 3

#### 平野倅規議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る12月 1 日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会において提出され受理した案件は、人事案件が 1 件、条例改正案件が 5 件、補正予算案件が 5 件、計 11 件となっております。

次に、陳情案件についてであります。全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長、安藤光枝氏から、保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の採択を求める陳情の提出がありました。本陳情については、町外からのものであることから、その取り扱いには申し合わせのとおり、全議員に配付することに決定されました。

次に、要望についてであります。海野漁業協同組合代表理事組合長と三浦漁業協同組合代表理事組合長から、漁業用軽油に係る軽油取引税の課税免除恒久化に関する要望が提出されました。本要望に関しても申し合わせのとおり、議長が必要と認めたものは、全議員にその写しを参考送付するということに決定されました。

以上が、議会運営委員会の報告事項であります。

なお、陳情及び要望案件については、各議員の棚に配付させていただきましたので、あわせて報告いたします。

次に、一般質問についてであります。通告書の受付時間は、本日午前 8 時 30 分から午後 5 時となっております。質問の要旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しないこともありますので、ご注意ください。

なお、午後 5 時に締め切りまして、通告書の確認をしたうえで、記載事項について不明確なものについては連絡をし、訂正をお願いすることがありますので、連絡があった場合は、直ちに対応できるようにしていただきたいと思っております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、教育委員長から、紀北町教育委員会点検評価報告書の提出がございましたので、各議員の棚に配付させていただきました。今後の参考資料としていただきたいと思っております。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求

めたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

なお、奥川水道課長に代わって、橋倉水道課長副参事が出席することを許可しております。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月22日、木曜日、午前10時から開催、同じく12月22日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催、また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月26日、月曜、午前10時から開催の予定であります。

次に、慶弔関係であります。元海山町議会議員の中井靖夫さんが、10月25日にご逝去されました。中井氏におかれましては、5期20年にわたり議員として町の発展に多大なご尽力をされました。また、生前のご功績に対し、旭日単光章が授与されましたので、あわせてご報告いたします。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月11日から12月20日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されます。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒の根絶であります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題としてとらえ、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月17日から12月27日までの11日間で、長島港前浜において恒例の紀北町年末きいながしま港市が開催されます。今年は累計で100万人の集客を目標とし、関係者一同一丸となって開催に向け、取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましてもイベントが成功に終わりますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、1月4日、水曜日、午前10時から、海山多目的広場で消防出初式が開催されます。また、1月8日、日曜日、午前10時30分から、海山公民館で成人式が開催されます。出席方よろしくお願いいたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

7日から9日の3日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整していただき、本日の会議の終りに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日、会議終了後、全員協議会を開催いたします。協議事項は、野々瀬地区土砂採取計画認可申請に伴う意見書についてであります。よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、野々瀬地区土砂採取計画認可申請についてでございます。三重県におきまして、土砂採取計画認可申請の内容審査が終了し、尾鷲建設事務所長から紀北町に、採石法の規定による意見聴取がありました。しかしながら、12月1日に、水谷建設が会社更生法の適用を申し立てられたことに端を発し、12月5日付けで、三重県から意見聴取を保留する通知がございました。本日、本会議終了後の全員協議会におきまして、これまでの経緯について、ご説明申し上げたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、寄付のご報告をさせていただきます。

去る11月に、紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、ふるさと寄附金100万円をいただきました。岩崎様におかれましては、平成20年度から毎年度ご寄附をいただいております。心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、2件をご報告いたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

##### 平野倅規議長

以上で、行政報告を終わります。

それでは、議案の審議に入ります。

---

## 日程第 5

### 平野倅規議長

お諮りします。

議案第41号の審議にあたっては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定します。

### 平野倅規議長

日程第 5 議案第41号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明及び内容説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。前教育委員会委員の中村高子氏が、本年11月28日をもって任期満了となりましたので、新たに海山区相賀1952番地、今井智恵子氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

中村高子氏におかれましては、平成19年11月29日に就任していただいてから4年間にわたり、教育委員会委員として、教育行政に多大なご尽力を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます。

今井智恵子氏につきましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方であることから、適任であると判断したものであります。

人事案件につきましては、この1件であります。ご審議のうえ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第41号については、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手お願いします。

( 全 員 挙 手 )

平野倅規議長

賛成全員です。

したがって、議案第41号については、原案のとおり同意することに決定します。

## 平野倅規議長

お諮りします。

日程第6 議案第42号から、日程第15 議案第51号までの10件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案10件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定します。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。引き続きまして、各議案の提案理由についてのご説明を申し上げます。

議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。条例中に引用する児童福祉法が改正され、条例番号が改められたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 紀北町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。条例中に引用する障害者自立支援法が改正され、条項番号が改められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、町税に関する特例の措置や不申告に対する過料の引き上げ等につきまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる範囲が拡大されたことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるもので

あります。

議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。条例中に引用する障害者自立支援法が改正され、条項番号が改められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億3,374万4,000円といたしたいもので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、地方交付税が2億4,011万1,000円の増、国庫補助金が4,601万6,000円の増となるほか、県補助金等の増減によるものであります。

一方、歳出予算では、総務管理費が1億5,961万6,000円の増、公共土木施設災害復旧費が6,883万7,000円の増となるほか、農林水産施設災害復旧費等の増減によるものであります。

議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,582万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億7,373万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、前期高齢者交付金が1億570万2,000円の増、療養給付費交付金が1,324万4,000円の減となるほか、共同事業交付金等の増減によるものであります。

一方、歳出予算では、基金積立金が4,401万8,000円の増、療養諸費が3,406万7,000円の増となるほか、共同事業拠出金等の増減によるものであります。

議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億939万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、一般会計繰入金3万7,000円の増であります。

一方、歳出予算では、総務費、総務管理費で3万7,000円の増であります。

議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ603万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,020万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、介護給付費収入で603万8,000円の減であります。

一方、歳出予算では、施設管理費で603万8,000円の増であります。

議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきまして、水道事業費用1,253万1,000円を増額し、総額を3億8,130万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、収益的収支のうち、職員人件費による1,253万1,000円の増でありまして、財源につきましては営業収益等で補てんするものであります。

以上、10件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**平野倅規議長**

町長、ちょっと訂正したって。

**尾上壽一町長**

申し訳ないです。議案第50号のですね、施設管理費で603万8,000円の減でありますというのが正しく、私が増と申し上げたそうでございます。減が正解でございます。よろしくお願い申し上げます。

**平野倅規議長**

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第42号と43号の説明を求めます。

中場総務課長。

**中場幹総務課長**

それでは、議案第42号、43号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による見

童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

4ページにつきましては、改正文が記載されてございます。

内容につきましては、5ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

右側が改正前、左側が改正後でございます。第9条第1項第2号中の児童福祉法第6条の2第3項を、第6条の3第2項に改正するものであります。児童福祉法の改正により条項番号が変更されたため、本条例の条項番号を改正するもので、放課後児童健全育成事業を行う施設に、その子を出迎えにいくために赴く職員には、早出、遅出勤務をさせることができるとの規定の内容でございますが、内容につきましては、変更はございません。条項番号の変更だけでございます。

なお、附則により、平成24年4月1日から施行することとされております。

#### 中場幹総務課長

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第43号 紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

7ページにつきましては、改正文でございます。

今回の一部改正は、2条立てとなっております。第1条では、公布の日から施行することとし、第2条では、平成24年4月1日から施行することとしております。

内容につきましては、8ページ、9ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

これも同様に右が改正前、左が改正後でございます。まず8ページでございますが、第1条関係の改正で、第10条の2第1項第2号中の障害者自立支援法第5条第12項を、第5条第13項に、同号中、同条第6項を同条第7項に改正するものでございます。

障害者自立支援法の第5条第3項の次に、1項が追加されましたことにより、障害者自立

支援法を引用している本条例の条項番号を改正するというものでございまして、障害者支援施設に入所している場合、生活介護を受けている場合は、介護補償を行わないとの規定でございしますが、その規定の内容には変更はございません。条項番号の変更だけでございます。

附則によりまして、公布の日から施行することとさせていただきます。

9ページをご覧くださいと思います。

9ページにつきましては、第2条関係の新旧対照表でございまして、第10条の2第1項第2号中の障害者自立支援法第5条第13項を、第5条第12項に改正するものでございます。

障害者自立支援法の第5条第8項の削除が、平成24年4月1日に施行されることにより、障害者自立支援法を引用している本条例の条項番号を改正するもので、障害者支援施設に入所している場合は、介護補償を行わないとの規定内容に変更はございません。

附則により、平成24年4月1日から施行することにさせていただきます。

以上、内容につきまして、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第44号についての内容説明を求めます。

家崎税務課長。

#### 家崎英寿税務課長

議案第44号について、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いします。

議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

条例の主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

19ページをお願いします。第26条、第1項町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料。

24ページをお願いします。第36条の4、第1項町民税に係る不申告に関する過料、第53条の10、第1項退職所得申告書の不提出に関する過料。

25ページをお願いします。第65条、第1項固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する

過料、第75条、第1項固定資産税に係る不申告に関する過料。

26ページをお願いします。

第88条、第1項軽自動車税に係る不申告等に関する過料、第133条、第1項特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正につきましては、町税の申告などに関する罰則について規定するもので、地方税法の改正に伴い、過料の額を3万円以下を、10万円以下に改めるものでございます。

前後して申し訳ありませんが、19ページをお願いします。

第34条の7、寄附金税額控除の改正は、寄附金税額控除の適用対象に認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、町民の福祉の増進に寄与する寄附金として、町が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限を2,000円に引き下げる規定を整備するものであります。

23ページから24ページをお願いします。

第36条の2町民税の申告の改正は、第34条の7寄附金税額控除の改正に伴い、第1項に必要な規定を整備するとともに、第6項として申告書の提出義務の規定を追加すること、及びそれに伴う項の繰り下げであります。

第36条の3、第2項の改正は、条文中の語句の整備であります。

第61条固定資産税の課税標準、第9項及び第10項の改正は、地方税法の条項の繰り下げによる規定の整備であります。

25ページから26ページをお願いします。

第76条、固定資産評価員の設置、第2項と、第76条の2固定資産評価補助員につきましては、地方税法で定められている固定資産評価委員と固定資産評価補助員の規定を新たに追加整備するものであります。

第100条の2、たばこ税に関する不申告に関する過料の規定を新たに追加するものであります。

第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定を新たに追加するもので、同時に条の繰り下げを行うものであります。

27ページをお願いします。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定するもので、この特例については、地方税法附則第5条の5第2項に定めるところによるものとするための規定の整備であります。

28ページから29ページをお願いします。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を規定するもので、特例の適用年度を平成27年度までに延長するとともに、この特例については地方税法附則第6条第4項及び第5項に定めるところによるものとするための規定の整備であります。

附則第10条の2、第4項高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、条文中第31条の規定による認定を、第7条第1項の登録に改めるものであります。

30ページをお願いします。附則第16条の3、第3項上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例。

31ページをお願いします。附則第16条の4、第3項土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、附則第17条、第3項長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。

32ページをお願いします。附則第18条、第5項短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。

33ページをお願いします。附則第19条、第2項株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。

34ページをお願いします。附則第20条の2、第2項先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の4、第2項及び第5項条約適用利子等及び条約配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正につきましては、第34条の7、寄附金税額控除の規定の適用を受ける場合における読み替え規定の整備であります。

附則の改正をご説明申し上げます。36ページから38ページをお願いします。

第1条は、この条例の施行期日を規定するものであります。

第2条は、町民税に係る経過措置を。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を。

第5条は、罰則に関する経過措置を規定したものであります。

39ページから41ページをお願いします。第2条による改正です。

42ページは、第3条による改正であります。

紀北町税条例の一部を改正する条例の一部改正で、過去の一部改正条例を改正するものであります。

39ページから40ページをお願いします。第2条の個人の町民税に関する経過措置のうち、第6項では、平成22年度から平成26年度までの各年度における第34条の7、寄附金税額控除の規定の適用について読み替えるための規定の整備であります。

そのほか第10項、第17項、及び22項においては、課税の特例期間を平成25年12月31日まで延長するための、規定の整備であります。

41ページの附則、第1条で、条例は公布の日から施行すること。

第4条では、紀北町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置をそれぞれ規定するものであります。

42ページをお願いします。第1条の施行期日のうち、附則第19条の3の非課税口座内、上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の施行期日を、平成27年1月1日に延長するための規定の整備であります。

第2条の町民税に関する経過措置のうち、第6項においては、附則第19条の3の非課税口座内、上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定の適用年度を、平成27年度に延長するための規定の整備であります。

附則でこの条例は、公布の日から施行すると定めています。

以上が、議案第44号の提案説明であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第45号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

#### 谷吉希福祉保健課長

よろしく願いいたします。

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年紀北町条例第80号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、一定の要件の下に兄弟姉妹にまで拡大されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

44ページには改正文が記載されております。

45ページをご覧ください。

新旧対照表でご説明いたします。

新しく第4条、第1項第1号中、維持していた遺族の次に、兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を加え、同項に第3号として、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。を新しく追加します。

附則に、この条例は、公布の日から施行し、改正後の紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう、よろしく申し上げます。

#### 平野倅規議長

次に、議案第46号についての内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

#### 五味啓危機管理課長

それでは、議案第46号の内容説明をさせていただきます。

46ページをお願いいたします。

議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例(平成17年紀北町条例第149号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、条例件名に違いはありますが、先ほど総務課長が議案第43号で内容説明したことと同様の改正となります。

47ページをご覧ください。47ページは改正文であります。一部改正は、2条立てとなり、第1条は、公布の日から施行することとし、第2条は、平成24年4月1日から施行することとしております。

内容につきましては、48ページの新旧対照表でご説明いたします。

右が改正前、左が改正後であります。

まず、48ページは、第1条関係の改正で、第9条の2、第1項第2号中の障害者自立支援法第5条第12項を、第5条第13項に、同項中同条第7項に改正するものでございます。

障害者自立支援法の第5条第3項の次に、第1項が追加されたことにより、障害者自立支援法を引用している本条例の条項番号を改正するものであります。障害者支援施設に入所している場合、生活介護を受けている場合は、介護補償を行わないとの規定内容の変更はございません。

附則により、公布の日から施行することとしております。

49ページをご覧ください。49ページは、第2条関係の新旧対照表でございます。第9条の2、第1項第2号中の障害者自立支援法第5条第13項を、第5条第12項に改正するものであります。障害者自立支援法の第5条第8項の削除が、24年4月1日に施行されることにより、障害者自立支援法を引用している本条例の条項番号を改正するもので、障害者支援施設に入所している場合は、介護補償を行わないとの規定の内容に変更はございません。

附則により、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,374万4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正であります。

平成23年9月発生、台風12号災害分の漁業近代化資金利子補給計画につきまして、限度額7,200万円に対する利子補給率1%以内を追加するものであります。

6ページをご覧ください。第3表 地方債補正であります。まず追加分でございます。国補林道災害復旧事業1,050万円、町単林道災害復旧事業280万円、国補町道道路災害復旧事業1,200万円、国補河川災害復旧事業970万円を追加するものであります。

7ページをご覧ください。変更分としまして、過疎対策事業を3億5,940万円から1,150万円増額し、3億7,090万円に、また、臨時財政対策債を4億5,200万円から、5,600万円減額し、3億9,600万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

第2款地方譲与税、第3項、第1目地方道路譲与税は、旧法分の精算により1,000円を増額するものであります。

第8款、第1項、第1目地方特例交付金は972万5,000円を増額し、3,972万5,000円とするものであります。交付額決定に基づく増額であります。

第9款、第1項、第1目地方交付税は2億4,011万1,000円を増額し、41億4,011万1,000円とするものであります。普通交付税の交付額決定に基づく増額であります。

11ページをご覧ください。第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金は47万2,000円を増額し、1億290万4,000円とするものであります。配食サービス事業、個人負担金の増額によるものであります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は2万9,000円を減額し、4億8,206万8,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金の決定に伴う減額であります。

第2項国庫補助金、第6目土木費補助金は435万円を増額し、2,471万1,000円とするものであります。社会資本整備総合交付金の増額によるもので、土木費の町道道路事業の国補分に充当するものであります。

12ページをご覧ください。第9目災害復旧費補助金は、新たに4,166万6,000円を増額するものであります。町道道路災害復旧事業費補助金2,300万円、河川災害復旧事業費補助金1,866万6,000円を増額によるものであります。

第3項委託金、第2目民生費委託金は35万9,000円を増額し、523万1,000円とするものであります。子ども手当と事務取り扱い委託金の増額によるものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金は250万1,000円を減額し、2億6,219万4,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金の決定に基づく減額によるものであります。

13ページをご覧ください。第2項県補助金、第2目民生費補助金は425万3,000円を増額し、7,272万円とするものであります。心身障害者医療費助成事業の決算見込みに基づく県補助金416万6,000円と、新たに東日本大震災児童等支援対策特別事業費補助金8万7,000円を増額によるものであります。

第4目農林水産業費補助金は88万2,000円を増額し、1億9,686万4,000円とするものであります。造林事業費補助金161万8,000円の減額と、県単林道整備事業費補助金250万円の増額によるものであります。

第5目商工費補助金は55万円を増額し、8,799万9,000円とするものであります。新たに観光振興緊急対策事業費補助金を増額するものであります。

第7目消防費補助金は246万8,000円を増額し、1,853万3,000円とするものであります。新たに三重県被災者生活再建支援事業費補助金の増額によるもので、消防費の被災者生活再建支援事業に充当するものであります。

第9目災害復旧費補助金は、新たに2,517万6,000円を増額するものであります。林道災害復旧事業費補助金の増額によるものであります。

第3項委託金、第1目総務費委託金は124万8,000円を減額し、3,841万4,000円とするものであります。知事選挙、県議会議員選挙の執行委託金の決定によるものでございます。

14ページをご覧ください。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第19目住民生活に光をそそぐ基金繰入金は312万5,000円を増額し、1,117万5,000円とするものであります。教育費の住民生活に光をそそぐ交付金事業に充当するため、基金繰り入れを行うものであります。

第19款諸収入、第4項受託事業収入、第3目農林水産業費受託事業収入は161万7,000円を減額し、379万2,000円とするものであります。森林総合研究所分収造林受託事業収入の減額によるものであります。

第5項雑入、第5目過年度収入は30万円を増額するものであります。15ページにわたります。国、県の福祉保健関係支出金交付金の精算によるものであります。

第6目雑入は906万2,000円を増額し、4,597万9,000円とするものであります。県の河川改修事業実施に伴う損失補償費9万9,000円、台風6号、12号の被害等による建物災害共済保険金15万3,000円、紀北広域連合の前年度精算金844万6,000円、消防団員安全装備品整備等助成金36万4,000円を増額によるものであります。

第20款、第1項町債、第4目農林水産業債は250万円を増額し、4,450万円とするものであります。県単林道改良事業に過疎対策事業債を充当するものであります。

第6目土木債は160万円を増額し、1億880万円とするものであります。町道道路改良事業に過疎対策事業債を充当するものであります。

第7目消防債は740万円を増額し、7,180万円とするものであります。消防デジタル無線整備にかかる三重紀北消防組合負担金と、三重県衛星系防災行政無線整備にかかる三重県防災行政無線整備事業負担金に対する過疎対策事業債の充当の増減によるものであります。

第9目災害復旧事業債は、16ページにわたります。林道、町道、河川の災害復旧事業債を新たに3,500万円増額するものであります。

第10目臨時財政対策債は5,600万円を減額し、3億9,600万円とするものであります。国の発行可能額の決定による減額であります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出予算を説明させていただきます。17ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目議会費は127万3,000円を増額し、1億3,120万6,000円とするものであります。職員人件費の増額であります。今回の人件費の補正につきましては、制度改革に伴う子ども手当の変更や、共済組合の負担金の精算見込みによる減額ほか、人事異動に伴う精査によるものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、他の科目につきましても同内容でありますので、以後、詳細な説明は省略させていただきます。

18ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は526万3,000円を減額し、6億6,803万6,000円とするものであります。特別職及び職員の人件費

と嘱託職員等の賃金の精査によるものであります。

第5目財産管理費は1億6,487万9,000円を増額し、7億2,326万6,000円とするものであります。地区集会所の修繕料131万4,000円の増と基金管理事業で財政調整基金8,500万円、地域づくり事業基金7,856万5,000円、合わせて1億6,356万5,000円の積立金増額によるものであります。

19ページをご覧ください。第2項徴税费、第1目税務総務費は115万9,000円を減額し、9,409万5,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

20ページをご覧ください。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は1,042万6,000円を減額し、6,361万円とするものであります。職員人件費の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は1万1,000円を増額し、764万9,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第9目知事選挙費は101万9,000円を減額し、754万6,000円とするものであります。事業費の精査に伴う減額であります。

第10目県議会議員選挙費は22万9,000円を減額し、273万9,000円とするものであります。事業費の精査に伴う減額であります。

22ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は24万6,000円を減額し、6億3,150万4,000円とするものであります。職員人件費の精査による16万円の増、国民健康保険基盤安定事業費負担金の決定、及び人件費国補分の精査に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金518万8,000円の減、民生共通事務事業で児童公園の修繕に69万9,000円の増、紀北広域連合への運営事業負担金408万3,000円の増によるものであります。

第3目身体障害者福祉費は857万2,000円を増額し、3億7,258万3,000円とするものであります。心身障害者医療費助成事業834万3,000円の増額は実績見込みによる給付費等の増であり、その他の3事業については、それぞれ前年度の国庫、県負担金の精算に伴う返還金の増によるものであります。

第4目国民年金事務費は385万円を減額し、1,312万5,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

24ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は161万2,000円を増額し、5億2,749万7,000円とするものであります。配食サービス事業は利用者の増による委託料等78万1,000円の増であります。老人福祉施設措置事業は町外養護老人ホームの措

置費40万 3,000円の増であります。地域支援事業の介護予防及び任意事業につきましては、前年度受託事業精算に伴う返還金であります。

また、後期高齢者医療特別会計繰出金の増は、職員人件費の精査によるものであります。

第2目養護老人ホーム費は 613万 4,000円を増額し、1億 363万 1,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

25ページをご覧ください。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は 148万円を増額し、2,868万 3,000円とするものであります。放課後児童クラブの夏季入所児童の増、障がい児の増による事業補助金の増額によるものであります。

第2目保育所費は 166万 7,000円を増額し、3億 7,759万 5,000円とするものであります。職員人件費は精査による24万 1,000円の増、私立保育所保育対策事業は障がい児保育事業補助金の76万 7,000円の増、児童保育事業65万 9,000円の増は、保育料電算システム改修による委託料の増と国、県の保育所運営負担金の精算に伴う返還金の増によるものであります。

第3目児童措置費は 504万 9,000円を増額し、2億 9,457万 1,000円とするものであります。子ども手当の電算システム改修委託料の増と、前年度の国、県の子ども手当負担金精算に伴う返還金の増であります。

26ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は、448万 1,000円を減額し、1億 2,118万 9,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員賃金の精査によるものであります。

27ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は 528万 9,000円を減額し、1億 5,884万 5,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員賃金の精査によるものであります。

第2目塵芥処理費は 121万 9,000円を増額し、3億 8,300万 7,000円とするものであります。資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業ともに処理委託料の実績見込みに基づく増額であります。

28ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は15万円を増額して、737万 8,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第2目農業総務費は 452万 6,000円を減額し、4,897万 7,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第5目農地費は 672万 6,000円を増額し、5,855万円とするものであります。台風12号に

よる用排水路と農業施設の堆積土砂撤去費用等々と、有害鳥獣対策の実績見込みによる補助金の増額であります。

29ページをご覧ください。第2項林業費、第1目林業総務費は382万円を減額し、3,359万6,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第3目林業施設費は623万7,000円を増額し、9,580万9,000円とするものであります。林道等の修繕と、県単林道改良事業の増額によるものであります。

第4目町有林造成費は438万3,000円を増額し、7,469万3,000円とするものであります。施業計画の変更等に伴うものであります。

第5目分収造林事業費は161万7,000円を減額し、364万2,000円とするものであります。受託事業の減によるものであります。

31ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は32万円を増額し、1,578万2,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第2目水産業振興費は306万4,000円を増額し、3,812万円とするものであります。東日本大震災津波被害及び台風12号による漁業施設被害等に対する復旧事業等にかかる補助金の増額によるものであります。

第3目漁港管理費は254万4,000円を増額し、2億1,093万1,000円とするものであります。台風12号による漁港内流木等処理及び堆積土砂撤去経費の増額であります。

32ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は415万5,000円を増額し、5,564万6,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第3目観光費は110万円を増額し、1億5,017万8,000円とするものであります。観光振興研究対策事業の増額によるものであります。

33ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は445万6,000円を増額し、1億1,184万7,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

34ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は7万円を増額し、1,407万1,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

第2目道路橋りょう維持費は292万5,000円を増額し、3,756万3,000円とするものであります。町道維持作業用重機ミニ油圧ショベルの老朽化が著しいため、買い替えをするものであります。

第3目道路橋りょう新設改良費は600万円を増額し、1億922万2,000円とするものであ

ります。当初、町単分に計上していた町道小山山側線改良事業の国補分への振り替えと、補助金の増額に伴う事業費の増額であります。

35ページをご覧ください。第3項河川費、第3目砂防費は1,320万円を増額し、1,620万円とするものであります。三重県が実施する急傾斜地崩壊対策事業費の増に伴う、県営事業負担金の増額によるものであります。

36ページをご覧ください。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は6万5,000円を減額し、908万2,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

37ページをご覧ください。第6項住宅費、第1目住宅管理費は245万1,000円を増額し、2,587万9,000円とするもので、町営住宅修繕経費の増額であります。

38ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目常備消防費は1,442万6,000円を減額し、4億3,047万2,000円とするものであります。三重紀北消防組合の職員人件費等の精査による負担金の減額であります。

第2目非常備消防費は91万1,000円を減額し、4,472万4,000円とするものであります。補正第3号で計上した台風6号に伴う警戒出動報酬分127万5,000円を、第4目水防費に振り替えるための減額と、消防団員安全装備品等の購入経費36万4,000円を増額によるものであります。

第4目水防費は442万6,000円を増額し、1,031万3,000円とするものであります。台風6号、12号、15号による警戒出動報酬の精査による増額であります。

第5目災害対策費は1,530万5,000円を増額し、1億4,003万2,000円とするものであります。災害対策事業は台風12号、15号及び9月25日、10月22日の大雨洪水警報による警戒出動に伴う職員時間外勤務手当等職員手当の増額であり、防災行政無線管理事業は過疎対策事業債690万円の充当による財源更正であります。

また、被災者生活再建支援事業は、県が創設した被災者生活再建支援制度に基づき、台風12号により被災した世帯に対する生活再建支援補助金の交付経費493万8,000円を増額するものであります。

39ページをご覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は823万3,000円を減額し、7,609万円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

40ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は50万8,000円を増額し、1億403万7,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

41ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は583万4,000円を増額し、9,933万1,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものと、住民生活に光をそそぐ交付金事業による図書館整備費の増額によるものであります。

42ページをご覧ください。第6項保健体育費、第2目給食施設費は9万円を増額し、1億585万1,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

43ページをご覧ください。第10款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第3目林業施設災害復旧費は、新たに4,894万8,000円を増額するものであります。国補、町単、林道災害復旧事業の増額であります。

44ページをご覧ください。第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費は、新たに3,591万7,000円を増額するものであります。国補、町単町道道路災害復旧事業費の増額であります。

第2目河川災害復旧費は、新たに3,292万円を増額するものであります。国補、町単河川災害復旧事業費の増額であります。

45ページをご覧ください。

第11款、第1項公債費、第1目元金は70万円を増額し、12億5,857万7,000円とするものであります。長期債償還元金の精査によるものであります。

第2目利子は1,762万6,000円を減額し、1億6,451万円とするものであります。借入額、借入利率確定による長期債償還利子の精査によるものであります。

引き続き46ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書であります。次の47ページの合計欄をご覧ください。前年度期末現在高は119億8,066万9,000円でありまして、当該年度中、起債見込額が今回の補正額後で14億9,950万円、当該年度中の元金償還見込額が13億804万7,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は121億7,212万2,000円となる見込みであります。

続きまして48ページをご覧ください。給与費明細書であります。特別職につきましては、長等では精算見込みによる共済費6万7,000円の増、その他の特別職では消防団員の警戒出動報酬増と、知事、県議選の開票立会人等報酬の減により308万9,000円の増、特別職合計では315万6,000円の増額となり、補正後の総額は1億7,021万1,000円となります。

49ページをご覧ください。一般職につきましては、人事異動に伴い給料が163万9,000円の減、法改正に伴う子ども手当の精査による減や、台風12号、15号、9月25日、10月22日の大雨洪水警報に伴う警戒出動による時間外勤務手当の増により、職員手当が765万8,000円

の増、精算見込みによる共済費 638万 9,000円の減、合計で37万円の減額となり、補正後の総額としましては、13億 981万 4,000円となります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

**平野倅規議長**

ここで、11時15分まで暫時休憩いたします。

（午前 11時 00分）

---

**平野倅規議長**

休憩前に引き続き、再開いたします。

（午前 11時 15分）

---

**平野倅規議長**

次に、議案第48号と議案第49号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

**工門利弘住民課長**

それでは、議案第48号の平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 1,582万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億 7,373万 7,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金であります。1,324万 4,000円を減額して、1億 8,949万 5,000円とさせていただきます。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、本年度の退職者医療の療養給付費交付金の額が決定されましたので、それに伴い減額するものであります。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金であります。1億 570万 2,000円を増額して、7億 7,512万円とさせていただきます。これにつきましても、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、本年度の前期高齢者交付金の決定に伴い、増額するものであります。

第8款及び第1項が共同事業交付金、第2目が保険財政共同安定化事業交付金であります。2,855万 7,000円を増額して、2億 8,133万 4,000円とさせていただきます。これは国民健康保険団体連合会から交付されるもので、1期から9期までの保険財政共同安定化事業拠出金の決定に伴い、決算見込額を変更し増額いたしました。歳入におきましても同額を増額するものであります。

7ページをご覧ください。第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金であります。518万 8,000円を減額して、1億 7,332万円とさせていただきます。第1節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）では、一般被保険者の低所得者に対する保険料軽減分の繰り入れですが、金額の決定に伴い 331万 5,000円を減額するものであります。第3節職員給与費等繰入金は、人件費分の繰り入れにかかるものですが、本年4月の人事異動に伴うものであり、歳出予算と同様に 181万 5,000円を減額するものであります。

また、第7節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、低所得者数に応じまして、保険料額の一定割合を補てんするものであります。金額の決定に伴い 5万 8,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は181万5,000円を減額して、3,870万円とさせていただくものでありますが、4月人事異動等に伴う人件費の補正であります。

9ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費の第1目一般被保険者療養給付費及び第3目の一般被保険者療養費は決算見込額変更により、第1目では3,367万4,000円を増額して、15億1,525万2,000円に、第3目では39万3,000円を増額して、1,655万8,000円とするものと、前期高齢者交付金の決定に伴う財源更正であります。

また、第2目退職被保険者等療養給付費及び第4目の退職被保険者等療養費及び第4目の退職被保険者等療養費は、療養給付費交付金の決定に伴い財源を更正させていただくものであります。

10ページをご覧ください。第2項高額療養費であります。第1目被保険者高額療養費の決算見込み額変更により、1,099万9,000円を増額して、2億1,231万8,000円とするものと、前期高齢者交付金や療養給付費交付金の決定に伴い、財源を更正させていただくものであります。

11ページをご覧ください。第3款及び第1項が後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金につきましても、前期高齢者交付金等の決定に伴う財源の更正であり、12ページの第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましても、療養給付費交付金の決定に伴う財源の更正であります。

13ページをご覧ください。第7款、第1項ともに共同事業拠出金、第4目保険財政共同安定化事業拠出金であります。2,855万8,000円を増額して、2億8,133万5,000円とさせていただくものであり、歳入と同様に拠出金額の決算見込み額の変更に伴うものであります。

14ページをご覧ください。第9款及び第1項が基金積立金、第1目財政調整基金積立金であります。4,401万8,000円を増額して、1億3,222万3,000円とさせていただくものであります。これは前期高齢者交付金が決定されたことに伴い、財政調整基金積立金を増額しようとするものであります。

以上で、平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

#### 工門利弘住民課長

続きまして、議案第49号の平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億939万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明いたしますが、先に歳出のほうから説明させていただきますので、7ページのほうをご覧ください。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は3万7,000円を増額し、1,146万8,000円とするものでありますが、4月人事異動等に伴う人件費の補正であります。

次に戻りまして、6ページをご覧ください。

先ほど、歳出でご説明申し上げました人件費分3万7,000円を増額につきまして、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金で一般会計から同額を繰り入れるものであります。

以上で、平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**平野倅規議長**

次に、議案第50号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

**谷吉希福祉保健課長**

介護サービス事業の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 603万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億 9,020万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、第2目施設介護サービス費収入は 603万 8,000円を減額し、1億 6,502万 6,000円とするものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は、603万 8,000円を減額し、1億 8,176万 1,000円とするものであります。これらにつきましては、歳入歳出ともに人事異動による予算の組み替えによるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度紀北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成23年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収

益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支出) 第1款 水道事業費用は 1,253万 1,000円を増額し、3億 8,130万 5,000円にするものでございます。

その内訳は、第1項の営業費用は 1,254万 4,000円を増額いたしまして2億 2,978万 9,000円に、第3項の簡易水道営業費用は1万 3,000円を減額いたしまして 9,207万 7,000円にするものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第8条中(1)職員給与費「6,964万 6,000円」を「8,104万 7,000円」に改める。

平成23年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、14ページをご覧くださいと思います。

14ページの平成23年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書で、説明をさせていただきます。

収益的支出の支出でございますが、第1款水道事業費用は 1,253万 1,000円を増額して、3億 8,130万 5,000円にするものでございます。

第1項営業費用は上水道にかかる費用でありまして、第3目の総係費の 1,254万 4,000円の増額につきましては、これは職員の給料等の人件費にあたるものでございまして、職員1名増を含めました人事異動に伴う増額でございます。

次に、第3項の簡易水道営業費用でございますが、第3目総係費の1万 3,000円の減額は、同じく職員の人事異動に伴うものであります。

以上で、水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

北村博司議員。

18番 北村博司議員

今、2回ほど「そうけいひ」と読まれたけども、総係費「そうがかりひ」じゃないんですかね。ちょっと議長確認します。

平野倅規議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

誠に申し訳ございません。総係費「そうがかりひ」でございます。訂正いたします。すみません。

平野倅規議長

以上で、議案に対する提案理由並びに内容説明を終わります。

---

平野倅規議長

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、発言するときは、マイクの調整を行ってください。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第6

平野倅規議長

日程第6 議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

6番 入江、町長、この1点だけ、ちょっと確実にしていかなあかんところありますんで、この条例の改正はですね、3月、6月、9月で私はいろいろ一般質問でやってきましたけど、

その中で、日本の法体制というのは憲法があって、法律、省令、その下に県条例、市町村条例とくるものだということで、いろいろ質問させていただきました。

その中で、町長はですね、県条例は県条例、町条例は町条例だと、国の法律は法律で守ってもらうたらいいんだというようなことの中で、答弁をいただいております。だから、そういうよね、いろんな認識でおられるのならばですね、やはり町の職員も本当にこの何を守って自分たちの、この公務員としての仕事をしていったらいいのかという、迷いはあると思うんです。第一にその証拠に、この紀北町の紀北条例は基本は何でつくられているかというところをですね、明確にちょっと教えていただけないかなと。

そして、公務員は何の法律、条例を基本に仕事をやっていくのかと。

そして、もう1点は、今回のこの条例ですね、議案第42号、43号、その法律にかかわる上位条例の改正によって、皆、これ今回、改正の案を出してます。これまだあったな。消防団員の一部条例ね、議案第46号です。議案第45号もそうですね。これはどのようなその趣旨で、私は何を言いたいかというと、町長の考えを持っておる町条例、町条例があって紀北町がやっているんだと言うならば、このような法改正は必要ないんですね。そのところきちんとやっぱり考えを聞かせておいてもらわな、これからまた一般質問等、また法改正がどんどんこれ続いていく中でですね、法は法、条例は条例、県条例は県条例だというような感覚の中で考えておられるならばですよ、町職員の仕事はもう本当に何もできなくなってしまう。だから今回のこの紀北町の条例の基本ですね、何を根本につくっているのか。

そして、今回の条例は何に沿って変えているのかと、改正するのかという議案を提出したのかというところを、ちょっとわかりやすく説明をお願いします。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、条例ですね、基本は何でということ、これは前回もお話させていただきましたけども、法律の範囲内ですね、条例を制定することができますと。

それと、今回というか全般的な中でですね、私は法は法としての領域や地域がある。県の条例は県としての条例の領域、その区分があるというお話はさせていただいておりますが、それぞれがいろいろ関連している部分がございます。そういった部分でですね、今回、議案42号について、特に質疑の部分ですので、お答えさせていただきますと、これは上位とか下位ではなしにですね、児童福祉法が改正されて、その条項の番号が変わりましたので、それ

に基づいて紀北町のこの42号の条例の一部を変えさせていただくということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その今の一部、この42号の改正の一部を改正することは、上位法令が変わったから変えるという意味で、今、答弁されたと思うんですね。違うの。上位条例が変わったから、その法律、要は私は自治行政というのはですね、この法律はですよ、基本になるのは自治法を基本、そして関係法令を重視して、上位条例でもって条例をつくるんじゃないんですか。そうでしょう。それを今言うたのは上位条例が、あなたが言うたのは上位条例が変わったから、これ改正するんでしょう。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、法としてはもちろん条例より上位でございます。ただこれ、縦のですね、そういった関連ではなしに、この中の児童福祉法というものが変わりましたんで、こちらの条例の部分のところのこの条項が変わったので、変えさせていただくということで、この職員の勤務時間とかの法律が変わったからという42号はですね、とりあえず42号ということで、それをこの条項が変わったんで変えさせていただくということです。もちろん法が変わったことによりますけど、よく入江議員がおっしゃる縦のラインということではございません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の説明は縦のラインとかそうじゃなくて、私の言っておるのは上位条例、関係法令、自治法に基づいて紀北町条例があるんでしょうということなんです、何に関してもね。その中で、今の言うた町長の答弁はですよ、関係法令、つまり上位条例の基本のいろんなその文句のこの言葉とか、その数字が変わったから、当然、紀北町としてもそれに伴って変えるということは、上位条例から縦のあれの仕組みじゃないんですか。そこを言っておるわけですよ。副町長、ちょっとそこのとこね、わかりやすく町民に、ちょっとしたってほしいんですわ。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

入江議員の言われている上位条例という言葉にはですね、大きく分けて2つ見方があると思うんですね。1つは、法体系というのが議員言われるように憲法があって、法律があって、県条例があって、市町村条例があって、また規則があってと、そういう意味での大きな意味での上下関係と。もう1つはですね、上位条例って、私どもが一般に受け止めているのは、上位法令というのは目的がですね、同じような目的、同じような内容について定めている法律と、県条例と町条例と、そういういわゆる広い意味での法体系での上下関係と、1つ1つの法律の中で上下関係があるという意味と、2つあると思うんですが、そういう意味では、この紀北町の職員の勤務時間、休暇に関する条例というのはですね、地方公務員法に、この勤務時間とか休暇についての一般的な取り決めがあるんですね。全国的なルールといいますか、それについて紀北町ではどういうふうな取り決めをしますかということで、地方公務員法の中にですね、条例で地方公共団体は職員の勤務時間や休暇について条例で定めると、定めなさいということが書いてあるんですね。地方公務員法の中に。ちょっと今、条文パッと言えませんが、そういう意味でですね、入江議員の言うておる意味での上位条例というのは、この紀北町職員の勤務時間、休暇に関する条例の場合はですね、地方公務員法になるというふうに、私は。

6番 入江康仁議員

それは地方公務員法というのは上位条例になるんですか。

山岡哲也副町長

はい、そういうことです。それはそのとおりですというふうに言っている。ただですな、今回のこの条例改正というのは、その地方公務員法とはちょっと関係のないところで、この紀北町職員の勤務時間、休暇に関する条例の中でですね。

6番 入江康仁議員

それ1つ1つとってない。大体の大まかなところで私言うておるのやで、これにこだわらんでもいい、42、43、44、45とあるから、それを言うておるわけやで、ただ、基本になるのは上位法令、上位条例が変わることによって出してきたということで、それだけ言うてもうたらわかる。そうでしょう。

山岡哲也副町長

はい、その点は、はい。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、副町長が言うたように、今回の、言うたら法律があって、直結して市町村条例が改正されるもんもあるわな。それで法律があって県条例にしたがって、県条例によってそれも変えやんらんもんもある。また省令でいろんな決まり、また条例が入っているものも、これ直接またそれで組み入れやなんもんもあるということは、日本の法律体系というのは憲法があって法令、特に公務員は自治法が主体になって皆つくっていると。これも上位条例は自治法ですね、これ。それでいろいろな省令に対してもある。それで上位条例としては法律に関して、先ほど言うたように県条例をやっていく、改正せんらんもんもあるということは、そういう体制があるということじゃないですかということだけ、わしは確認したらいいんです。

要は、町長は個々のことを言うておるから、職員はそのときにそんなら県条例や国の法律と関係なくて、紀北町の条例を主に仕事をしたらできんから、これは。だから困ってくるよということで、職員の立場から見れば、その答弁はね、法律無視して紀北町やったら紀北町の町じゃなくて、紀北国でいいんですよ、今の町長の答弁だったら。紀北町には条例があるということは紀北町の法律でしょう。しかし、県があり、国があるということは、その縦の線がきちんと整備されて、法体系をつくっているよというところだけ、認識させてもうたらいいいんですけどね。それでいいんでしょう。そういう考えでいいんですか。これだけちょっと副町長。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

入江議員の言われていることは一般論として正しいんですが、ただですな、条例の中には、その法律や県の条例で定めていない部分については、町で独自に町民の安全を守るとか、町民の幸せを追求するために、つくらなだめな条例は、独自につくることはできますので、その場合は特にですね、直結する上位条例というのはない、上位法令ですね。ないような条例もあるということだけ、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

平野倅規議長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第7

平野倅規議長

次に、日程第7 議案第43号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

平野倅規議長

次に、日程第8 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

2点ほど確認いたします。これはいわゆる租税特別措置法の問題だと思うんで、おそらく時限立法だと思いますね。時限立法でこういうふうになってきたと。またこれ政権変われ

ばどうなるかわからん。その納税管理者を3万円から10万円に上げてきたと、当町としてはですね、納税管理者になる人はいなくなっちゃうんじゃないかと、これはまさしく国の、いわゆる租税特別措置法ですね、まず時限立法であるかどうかという問題と、納税管理者を3万円から10万円に上げた。こういうことをすることによってですね、納税管理者になる人がいないんじゃないかと、私は思うんですけど、この2点お願いいたします。

平野倅規議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

まず、納税管理人のことで、ご説明申し上げます。納税管理人は町内に住所がない場合、町内に納税義務者が町内に住所がない場合は、町内に住所のある納税管理人を定めて、10日以内に報告しなければならないとなっております。その場合。

その中の町税条例の第25条の中に、第2項で町民税の徴収の確保の支障のない場合、町長が認めた場合は、納税管理人を定めることを要しないとなっております。

ほかに時限立法かというのなんですけど、この件につきましては、それぞれ附則で何月何日までというような期日を決めて採用しておりますので、時限立法といえば時限立法だと思います。以上です。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

税についてはですね、いわゆる根幹でございますので、日本は非常に時限立法が多いわけですね。だから株の問題でも、今おっしゃったように、上場株が10%やと、未上場は20%やと、時限立法ばっかつくっておるのが、今の財務省なんですよ。だから時限立法によって、おそらく国民も迷い、経営者も迷い、非常に時限立法多いんですよ。だから時限立法がどうかということを、今おっしゃられた税に対しての、いわゆる変更についてですね、精査しておいてください。時限立法であるかどうか。これおそらく政権が変わったら、また時限立法つくりますよ、これ。本則じゃないんだから、これ全部、私が見た限りこれほとんど時限立法ですわ。日本は時限立法得意やからね。だからその時限立法であるかどうか、課長、その点をですね、税務署でもよろしいわな。きちっと聞いて、それを把握しておいてください。お願いいたします。

平野倅規議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

この改正の中で附則で、ほとんどの附則の中に、何年何月何日まで延長する。2年は延長するとかいう規定がたくさん含んでおります。瀧本議員が言われたとおり、附則で延長を決めておる条例だと思っております。以上です。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

ということは、時限立法ということではほとんどね。副町長、どうですか。副町長も時限立法だと思うんですよ。答弁を求めます。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

附則の中です、何年何月までとかです、何年度中にされたものに限るといような記述があるものについては、一般に時限立法っていうふうに表示するものというふうに思います。

平野倅規議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第9

平野倅規議長

次に、日程第9 議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第10

平野倅規議長

次に、日程第10 議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

平野倅規議長

ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 50分)

---

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

---

## 日程第11

### 平野倅規議長

次に、日程第11 議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入、歳出を分割して行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようにお願いいたします。

それでは、まず歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出全般についての質疑を行います。

質疑される方はごさいませんか。

平野隆久君。

### 13番 平野隆久議員

それでは、歳出の32ページと37ページについてお伺いします。

まず、32ページの商工費の中の観光費の中の作成等委託料99万 8,000円なんですけど、この内訳についてお伺いします。

あと、37ページ、土木費の住宅管理費の中で、町営住宅管理事業で修繕料 245万 1,000円、これはどこで、どういうふうな修繕なのか、内容について説明を求めます。

### 平野倅規議長

濱田商工観光課長。

### 濱田多実博商工観光課長

32ページの商工費、観光振興緊急対策事業のうち、作成委託料99万 8,000円の内訳でございしますが、この観光振興対策事業につきましてはですね、県の補助金をいただいて実施する事業でございまして、3.11の震災によりまして、かなり宿泊客が減少しているとかですね、県内でそういったことがございまして、それに対応するためにですね、1つはいろんなとこ

ろでPRをさせていただくというふうな事業の内容でございます。

で、その一環としまして、FM三重のスポットのPR活動ということで26万 3,000円、それから、きーほくんのノベリティーグッズをつくることによってですね、それをいろいろなところで配布をさせていただいて、こちらに来ていただくようなものをお願いということで、それらを合わせて99万 8,000円の委託料でございます。以上でございます。

**平野倅規議長**

上村建設課長。

**上村康二建設課長**

それでは、住宅管理事業の 245万 1,000円の内訳について、ご報告をさせていただきます。これにつきましては、これまでの実績によりまして、今後、維持管理といたしまして不足している分として86万 5,000円、それと今後、3月までに特別な支出ですね、それがあけぼの団地C棟のガス配管の工事、前桂団地の浄化槽の機器の取り替え、長浜輪戸団地の非常警報装置の修繕、この3つで 158万 5,600円、合わせまして 245万 1,000円となっております。以上でございます。

**平野倅規議長**

ほかに質疑はございませんか。

北村博司議員。

**18番 北村博司議員**

18番、今の観光振興、FM三重って言うたんですかな。FM三重やった。三重テレビ、どっち。FM三重ね。FM三重は現在も広告料出していると思うんですがね。どうなんですか、きちんと評価しておるんですか。極めてFM三重の何というんか、企画力等々に私は疑問を持っておるんですが、きちんと評価しているのかどうかというのをお聞きしたい。

それから、22ページの児童公園の修繕費と言ってましたね。民生共通事務事業かな、これ。22ページ、児童公園と言わなんだかな。ちょっと中身をお聞かせいただきたいのと。

あと、41ページの住民生活に光をそそぐ交付金、図書館整備って、どこを指しているのかですね、どの図書館かって、図書館というのはないで図書室やろやけども、どこのどういう整備にあてるのかお聞かせいただきたい。

**平野倅規議長**

濱田商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

F M三重のラジオ番組のことかと思いますが、ご承知のようにですね、毎週金曜日に12時から30分間のF M放送をさせていただいております。内容としましてはですね、いろいろな歴史の部分であるとか、あるいは食べ物等の宣伝であるとかですね、そういったことを、こちらに取材に来ていただいて、制作をさせていただいておるところでございます。

内容等につきましてですね、こちらとも協議をさせていただきながら、いろんなものをP Rさせていただくということで、一定のですね、効果はあるものと認識はしております。以上でございます。

#### 平野倅規議長

谷福祉保健課長。

#### 谷吉希福祉保健課長

今回の児童公園の修繕でございますけども、長浜児童公園でございます。谷側のフェンスが腐食し、大変危険な状態にあるために、今回、修繕をお願いするものでございます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

村島生涯学習課長。

#### 村島成幸生涯学習課長

社会教育総務費の住民生活に光をそそぐ交付金事業についてでございますが、どこの図書館かといいますと、まず紀伊長島区にあります多目的会館図書室、それから海山区の町民センターにございます町民センターの図書室、それから教育会館内にあります児童図書館の3館の整備を図っていきたいと思っております。

内容につきましては、図書を検索できるシステムを導入したいということを中心にやっております。この事業は平成23年、24年度の2カ年事業で実施するものでございます。現在のところですね、システムの状況、どのようなシステムを導入するかというようなこととかですね、あるいは古い図書の整理、それから新しい図書の購入というところで、今、進めてきております。そのようなことでございます。

#### 平野倅規議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

32ページのF M放送に再度お尋ねしますが、F M三重の放送基準というのを承知しているかどうかですね。承知して言うておるんでしょうね。委託しておるんでしょうね。

それと、具体的にお聞きしますが、我が町が生んだ偉大な浜口熊嶽氏を放送基準に適合しないって判断は、どこでしたんですか。お尋ねしたいと思います。明確にお答えください。つまり、放送基準に合致しない人物だという判断ですね。お聞きしたいと思います。

**平野倅規議長**

濱田商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

申し訳ございません。F M三重の放送基準については、ちょっと把握をしてございません。で、浜口熊嶽さんの番組放送の未放送の内容等についてですね、放送基準等でしないということは、ちょっと私はそういうのは認識はしておりませんでした。申し訳ございません。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

どこです、そのF M三重の放送基準が、その浜口熊嶽氏の基準に触れたのかということとは、私も認識しておりません。そういうことで、この浜口熊嶽氏のことかですね、そういう土俵に乗ろうとしたのかどうかということも、ちょっと存じておりませんので、申し訳ございません。

**平野倅規議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

よろしいですか。今、提供しているスポンサーとしての立場でお聞きしたいんですよ。F M三重側が浜口熊嶽氏を取り上げようとして、向こうがですよ、協力依頼があったんですよ、私に。それで私は何度か応じた話に、そしたら一方的に、ディレクターと称する人物から、我が社の放送基準に合致しないんで、こっち側からいつ頼んだって、そちらが取材、放送したいと言ってきて、協力したにもかかわらず、一方的にそういうことを言ってきた。

で、言っておる意味がわからんわというのです。どういう、だから担当課知らないはずがない。知っておるはずですよ。それでその後、引本の夏まつりK O D Oの場にいたら、謝りに来たんですよ、ディレクターが。私は謝られる理由もないと言った。そちらが要請してきてですよ、紀北町、地域が生んだ偉大な人物を取り上げたいと言ってきて、一方的に、うちの放送基準に合わないのと、そんな侮辱的なことを言われる理由はどこにあるんですか。町長、お聞かせいただきたい。

それで、浜口熊嶽氏が一般の放送に載せられない人物というふうな理解をしておるんですか。大手新聞でも度々記事掲載されていますよ。そういう田舎の、失礼やけども、田舎のFM放送が勝手な基準を設けて侮辱するんですか。そんなところにスポンサー料高額なものを税金から払っておるんですか。明確にお答えいただきたい。知らなかったとは言わせません。知っておるはずです。役場が。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

知らなかったものは知らなかったと言うしかないんで、申し訳ございませんが、それとです。その要請したって、浜口熊嶽氏のことは今年でしたか、北村議員がいろいろな説明をしてですね、私もその場にいさせていただきましたし、また、ああいった銅像も建っておりますので、郷土が生んだ方だということで、私もあの場で説明を受けさせていただきました。しかしですね、このFM三重のことがですね、私存じておりませんので、今ここで、どういう基準で、どういう理由でそういうことになったかというのを経緯もわかりませんので、また、そういった部分を調べさせていただきたいとは思いますが、今、この時点で、お答えすることができませんので、申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思っております。

**平野倅規議長**

濱田商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

はい、ちょっと内容について、再度調べさせていただきたいと思っております。以上です。

**平野倅規議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

今、歳出でしょう。ページ数、25ページ、総務財政でかかっておたらもう質問しません。第1目の児童福祉費 148万円、これはなぜ増えたのかということと。

それから、35ページの砂防費の急傾斜崩壊対策事業費 1,320万円、県の負担ということですけども、場所を教えてください。

それから、38ページの目の5の災害対策費、職員の方が時間外手当出されて、管理職の。これがいくらですか、1,036万7,000円、明細がわかればお教え願いたいと思っております。台風

12号ですね、これ。

それから、42ページのこれも災害復旧費、林業整備でございますが、42ページ。これ補正で全部上がってますけども、43ページ、ごめんなさい。43ページですね。3,833万2,000円と、その下の1,061万6,000円。

それとめくっていただいて、44ページも同じでございます。目の1と2、明細で3,501万7,000円、90万円、90万円はよろしいですわ。あとは2,842万円、国補河川災害対策復旧事業、以上。

#### 平野倅規議長

谷福祉保健課長。

#### 谷吉希福祉保健課長

放課後児童クラブの、今回の148万円の増額に関しまして、お答えいたします。夏休み7月、8月において保護者からの要望が強く、申し込みがありました。放課後児童クラブの利用児童数をすべて受け入れましたので、その結果、児童数が増えた分の指導員、指導加配分が必要となってきましたので、増額させていただきました。以上でございます。

#### 平野倅規議長

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

急傾斜地の崩壊対策事業の場所ということでございましたけども、これにつきましては、紀伊長島区の長島地区新町と、それと23年の6月にですね、斜面が崩壊いたしました西町でございます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

五味危機管理課長。

#### 五味啓危機管理課長

災害対策費の職員手当の1,036万7,000円の内訳でよろしいんですね、はい。これには管理職特別勤務手当が170万8,000円と、時間外勤務手当が865万9,000円ございます。それぞれ日にち別、台風別にですね、ご説明させていただきます。

9月1日から5日までの台風12号でですね、管理職特別勤務手当が66名分で149万2,000円、時間外勤務手当が124名分で816万6,375円でございます。続きまして9月20日から21日にかけての台風15号で、時間外勤務手当が15名分で25万1,943円、それと次にですね、9月25日に大雨洪水警報が発令されました。そのときの管理職勤務手当が4名分で4万8,000

円、時間外勤務手当が7名分で11万 3,053円、それと10月22日の日にですね、大雨洪水警報が出ましたので、これで管理職特別勤務手当が19名で16万 8,000円、時間外手当で8名分で12万 7,554円でございます。内訳は以上でございます。

#### 平野倅規議長

協農林水産課長。

#### 脇博彦農林水産課長

それでは、ページ数43ページの林道施設災害復旧の、まず国補林道災害復旧事業 3,833万 2,000円につきましては、林道三ツ谷線災害復旧工事ということで、これ赤羽地区なんですけれども3箇所ございます。もう1箇所が、林道鍛冶屋又南線災害復旧工事ということで1箇所、合計で 3,776万 6,000円、それから事務費として56万 6,000円計上させていただきまして、3,833万 2,000円となっております。

続きまして、町単林道災害復旧事業 1,061万 6,000円におきましては、これも赤羽の地区なんですけれども、作業道の北又北足谷線災害復旧工事が 360万円程度、作業道北又大河内線災害復旧工事が、約 410万円程度という内訳となっております。以上でございます。

#### 平野倅規議長

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

44ページの国補町道道路災害復旧事業の 3,501万 7,000円の内訳でございますけれども、これにつきましては、工事請負費といたしまして 3,450万円、内訳といたしましては、町道大原池尻線の道路災害復旧工事が 600万円、町道下河内大野内線道路災害復旧工事分割1号といたしまして 450万円、町道下河内大野内線の災害復旧工事分割2号といたしまして 1,100万円、それと町道田山線道路復旧工事といたしまして 1,300万円、また事務費といたしまして、51万 7,000円を計上したものでございます。

失礼しました。今、大野内（おおのうち）線と言いましたけど、正確には大内（おおうち）線でございます。訂正させていただきます。すみません。大野内（おおのち）が正しいんです。訂正させていただきます。

次に、国補河川災害復旧工事の 2,842万円でございますけれども、これの内訳につきましては、工事費といたしまして 2,800万円の増額でございます。普通河川有久寺川の河川災害復旧工事分割1号として 1,900万円、同じく普通河川有久寺河川災害復旧工事といたしまして 700万円、準用河川スルジ川の河川災害復旧工事といたしまして 200万円でございます。また

事務費といたしまして42万円を計上しております。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今、建設課と農林、お答えいただいたんですけども、やはりこの説明のところにですね、もうちょっと、欄が空いておるわけですから、今のことをですね、あとでいただきますけども、今後の要望ですけどね、この議案じゃないんですけども。書いといてもらわんとわからんですね。

それから、民生費のですね、戻りますけど、25ページの。この148万円増えたということは、学童保育のですね、これ。何名増えたんですか。

平野倅規議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

今回の補正分に関しましては、人件費の分が2カ月分、1人で29万6,000円あるんですけども、59万2,000円と、あと加配分ですね。加配分が14万8,000円が2カ月で、2人分で59万2,000円、それで14万8,000円の2カ月分ということで29万6,000円、全部で148万円でございます。海山区の加配分が1人、それで紀伊長島区の加配分が1人増えたもので、その分でございます。

5番 瀧本攻議員

議長、答えになっていないんですけど。

平野倅規議長

ちょっと、もう一度。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

受け入れた分につきましては、長島区で夏休みに8人、海山区で夏休みに28人を、全体の額として受けております。以上でございます。

平野倅規議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

## 日程第12

### 平野倅規議長

次に、日程第12 議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永征也君。

### 12番 松永征也議員

これは歳入歳出一括ですか。

### 平野倅規議長

これは一括です。すみません。

### 12番 松永征也議員

6ページの歳入ですね。この中で前期高齢者交付金が1億500万円、多額なですね、補正になっておるんですが、この理由はなんでしょうか。

それから、歳出ではですね、14ページ、財政調整基金の積立金4,401万8,000円ってありますが、累計ではいくらになるのか、お聞きをいたします。

### 平野倅規議長

工門住民課長。

### 工門利弘住民課長

失礼いたします。前期高齢者交付金のほうなんです、実はこれ年度ごとの精算でございます、例えば、昨年度についてはですね、その前の年の精算がございまして、6,000万円ほど減額されております。今年度はですね、昨年度の分が4,340万円増えてございまして、これだけでも1億円の差ができてくるわけなんです。

そして20年度からですね、始まった事業でございまして、前年度を加味しながらですね、積算しておるわけなんですけども、その2カ年の差し引きだけでも1億円の差が出てしまうということで、このような大きな差になっております。

それから、財政調整基金の積立金についてなんですが、しばらくお待ちください。失礼いたしました。22年度末が7,829万1,000円でございます、本年度1億3,222万3,000円を積み立てまして、現在の見込みでいきますと、平成23年度末には2億1,051万4,000円となる見込みでございます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

松永征也君。

#### 12番 松永征也議員

その前期高齢者交付金についてはですね、先ほど課長の説明ではですね、当初のね、本年度決定分ということであったわけなんですけども、そうしますと概算分と精算分になっておるといことなんですね。その内訳がわかればちょっとお聞きしたい。

それとですね、基金の積立金が2億1,000万円もあるわけになるわけですね。国保財政はですね、これまでとは違って、もう1件レセプト30万円以上のあれですね、保険財政共同安定化事業もやっておるし、それから今の前期高齢者の交付金、これは平成20年からできたと思うんですが、このようにですね、もう安定化がかなり図られてきておるわけですね。そのような中でね、積立金をこれ2億1,000万円も持っておると、これは積立金上限をどのように考えているのでしょうか、お聞きします。

#### 平野倅規議長

工門住民課長。

#### 工門利弘住民課長

まず、前期高齢者交付金のほうなんですが、前々年度の確定額が7億1,250万円ほどとなっております。そして概算額につきましては6億6,912万9,000円というふうになっておまして、その差額が4,340万4,000円不足してましたということで、今年プラスして交付される分でございます。

それでですね、あと財政調整基金積立金についてなんですけども、私、23年度末で2億1,000万円ほどになると申し上げましたけども、通常ですね、1カ月分の医療費といいますか、それが1億3,000万円とか、あるいは1億5,000万円近くになるときもございます。そういう中でですね、2億1,000万円という数字は決して多くない数字だと思います。確かに、以前と比べまして共同事業とか、そういうのが充実はしてきておりますが、例えばですね、平成22年度においてはですね、1億7,000万円ほど取り崩して途中補正をしております。そして22年度末にはですね、7,800万円までに財政調整基金の積立金の残高が減っております。

す。そういったようにですね、私、先ほども、前期高齢者交付金のことを言いましたけども、そういったのですよね、例えば、明くる年になって何千万円か返さなあかんことも出てくると、そして、また医療費によってはですね、突発的に病気等流行った場合はですね、かなり高額な医療費を持ち出さなければならない可能性も出てくるということで、私は2億1,000万円というのはですね、まだ十分足る金額とは思っておりません。

例えば、平成21年度末には2億5,000万円あったところでございますが、今、23年度の途中で2億1,000万円になったというだけですね、今後の医療費をまた見てみるとですね、また3月補正、ひょっとしたら、また医療費も上がるかもわかりませんので、そういったなかでは、決して安心できる数字とは、私は考えておりません。以上です。

#### 平野倅規議長

瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

これ教民の問題なので質疑させていただきます。先ほど松永議員がおっしゃったですね、前期高齢者の交付金1億570万2,000円、約どうですか、かなりの額ですね、予算に対してね、補正がね。これはいわゆる社会保険というのがあってですね、その社会保険はサラリーマンの世帯が入ってみえる。それが60歳で定年になり、65歳もある。経営者だったら70も入れる。そうすると普通の従業員だったら60歳定年になる。それがいわゆる国保へ入ってくるわけですね。当然、その社会保険から、これは法律に基づいて結局、その国民保険へ助成しておるわけですね。それでバランスを取っておるわけです。この見込みについてですね、これ予測できなかったんですか。これぐらいのものが入ってくるかということが、1点と。

もう1点はですね、これちょっと話がそれるか知れませんが、レセプトはですね、おそらく国保も社保も一体化しようという動きがありますね。社会保障改革の中でね、レセプトを一体化しよう、その辺のところをお聞きになっているかどうかということ。

それから、後期、一般の何ですけど、高額医療のいわゆるトータルで2億1,200万円になったわけですね。これわかれば人数はどれぐらいで2億1,200万円になったかということでございます。先ほど松永議員のおっしゃった、その2億円ぐらいの積み立てでないと、結局、タイムラグの問題で借り入れしなければならないということで、大体1億8,000万円から2億円ぐらい持ってないと、借り入れをしなければならないということはよくわかりました。ただ、この2点についてお答えいただきたい。

#### 平野倅規議長

工門住民課長。

#### 工門利弘住民課長

確かにですね、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの方の人数が、保険者間で、いろいろ国保は多いんですけども、異なるわけで、その調整分として入るものがございます。予測なんですけども、例えば今の時期ですね、この前期高齢者交付金が確定しておるわけなんです。そして今の時期に確定しておるということは、概算としてですね、今年度交付してもらっておるわけですね、そして明くる年になって何千万円かの、その確定ですね。それによって何千万円が増えたり、何千万円が減ったりという、そういう大きな数字でございます。

実は、この前期高齢者交付金については、平成20年度に始まる時にですね、そういう試算式のようなものもあったんですけども、実際にそれでしてもですね、国の見込みといえますか、それがかなりかけ離れた数字であったということもありまして、予測につきましては、かなり難しいものがございます。そういうことで1億 570万 2,000円の補正というふうになってきたわけでございます。ご理解願います。

それから、2点目のですね、社保と国保のレセプトの統合につきましては、そういう話は出ておることは聞いておりますが、まだ、確定事項ではございませんので、私が申し上げることはできんですけども、今現在はですね、国保の各都道府県ごとのですね、統合ということで、今は社会的には進んでおりまして、平成30年度を目処にですね、そのような形で進んでおりまして、また、社保とのレセプトの一本化というのは、ちょっとまだ、私のほうにはまだ届いてきておりません。

それから、高額療養費のですね、今回、一般被保険者の高額療養費を 1,099万 9,000円ですね、増額補正させていただいたんですけども、これはこれまでの医療費の増減を積算しまして、その中から決算見込みを変更して、この額を割り出したものがございます、ちょっと私、人数というのはちょっと今、手元にはございません。大変申し訳ありませんが、そういうことですので、よろしくお願いいたします。

#### 平野倅規議長

瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

やはり歳入のですね、今言った最終的にこれ7億 7,500万円になるわけなんですけども、この辺に相当気を使ってやらないと、国保会計が大変になると思うんですね。社会保険のお

金から、いわゆる60歳未満の方、65歳でも社保は払っておる人おる。そこから国保が足りないから、こっちへ支出をするわけですね。だから、これは非常に危険性のある問題だと思うんですね。社会保険ももう大変になっておる。その点については、やはり課長大変ご苦労やけども、この辺のいわゆる歳入面をですね、社保庁と話しながらですね、きちっとしておかんと、タイムラグの問題が出てきて、借り入れ起こさんならんような問題も出てくると思うんですね。だから、この辺について緊張感を持ってやっていただきたいと思います。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

ありがとうございます。私もですね、確かにこの3カ年の中でですね、こういう毎年増減があるというふうなものは、かなり問題もあると思っております。その点につきまして、社会保険診療報酬支払基金とか、それから国保連合会とかですね、そういったところにもご相談申し上げまして、できるだけ当初においてはですね、近い金額が出せるような形で、努力していきたいと思っております。よろしくお願いします。

平野倅規議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第13

平野倅規議長

次に、日程第13 議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第14

平野倅規議長

次に、日程第14 議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

歳入の6ページをお聞きしたいんですが、施設介護サービス費の収入ですね、603万8,000円の減額となっておりますけども、今年度ですね、介護報酬の改定もなかったわけなんで、何でこのように多額な額がですね、減額されるのか、その理由をお聞きしたいと思います。

平野倅規議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

お答えいたします。この歳入の603万8,000円の減額でございますけども、歳入歳出見合いの0円に合わせるために、この603万8,000円を減額しておる状態でございます。サービス費の収入の減額となっておりますけども、歳入歳出見合いの0円に合わせてあります。そういうことでございます。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

歳入歳出の額を合わせるためということなんですけども、実際は入る見込みなんです、この額は。そうしますとですね、予算編成の問題だと思うんですが、そのような場合、どんな

んでしょうか。積立金にするとか、予備費に計上するとか、いかがですか。これで予算編成が正しいやり方なんかどうか。その辺を財政のほうでお聞きしたいと思います。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。収入につきましては、不確定要素かなりあると思いますので、そういう意味で、福祉課長言われたような処置をとってみえたのかなというふうに考えます。以上です。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

ちょっと説明が、私の質問がわからなかったんかですね、その入ることがわかっておるのに減らしておるということをね、それで正しいのかどうか、予算編成がね、お聞きしておるわけなんです、その回答はなかったと思います。

それで、この介護報酬はね、私、確かね、昨年の決算では1億7,000万円ぐらいあると思うんですわ。そうするともう2,000万円ぐらいの乖離、開きがあるんさね。収入見込み額と予算額との間にね。予算編成こんなやり方で良いのかどうかをね、もう一度財政にお聞きをします。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

その収入につきましては、ちょっと私のほう把握はしておりませんが、その収入についてですね、この収入はもう最終的に、かなり動きというのがあるかというふうに思っております。それで今の段階におきまして、このような組み方をさせていただいたということだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

平野倅規議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第15

### 平野倅規議長

次に、日程第15 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了しました。

委員会付託表を配付してください。

（委員会付託表の配付）

---

## 委員会付託

### 平野倅規議長

お諮りします。

ただいま議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託するこ

とに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月7日、水曜日は、総務財政常任委員会、12月8日、木曜日は、産業建設常任委員会、12月9日、金曜日は、教育民生常任委員会の開催ということとなります。開催時間はいずれも午前9時30分からとなります。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

---

#### 平野倅規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 1時 46分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 東 貴雄